

特定委託業務に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度実施要領

平成25年3月1日制定

改正 平成25年 8月 1日 要領第6号
平成26年 1月31日 要領第12号
平成29年 3月31日 要領第5号

(趣旨)

第1条 この要領は、委託業務低入札価格調査実施要領第3条第3項に基づき、理事長が特に著しい低価格での落札による労働環境の悪化や品質低下に伴う通行者への安全確保及びサービスの低下が懸念されると認めた委託業務（以下「特定委託業務」という。）について、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適用に係る事務手続等について定めるものとする。

なお、本要領に定めのない場合は、委託業務低入札価格調査実施要領の定めるところによる。

(適用対象業務)

第2条 この要領が対象とする特定委託業務は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 次のアからカの業務のうち受託者が常駐するもの。

- ア 建物清掃業務
- イ 電気・機械設備等保守管理業務
- ウ 警備業務
- エ 建物総合管理
- オ 有料道路料金徴収業務
- カ 有料道路交通管理業務

(2) 次のアからエの維持管理業務

- ア 緑地管理
- イ 除草
- ウ 樹木管理
- エ 樹木等害虫駆除

(適用対象金額及び適用制度)

第3条 特定委託業務に係る競争入札を執行するときの適用対象金額は、次の各号によるものとする。

- (1) 予定価格が1,000万円以上 低入札価格調査制度
- (2) 予定価格が100万円を超え1,000万円未満 最低制限価格制度
(低入札価格調査制度を適用する場合の調査基準価格等)

第4条 低入札価格調査制度を適用する場合の調査基準価格（低入札価格調査を実施する基準となる価格をいう。以下同じ。）は、契約担当者の指示により主務部長が定めるものとする。

2 調査基準価格の額は、予定価格に100分の80を乗じて得た額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。ただし、単価入札の場合は、小数第5位以下の端数を生じたとき、これを切り捨てる。）とする。

なお、第2条（1）のオ並びにカの業務についての調査基準価格の額は、予定

価格に100分の75を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- 3 低入札価格調査の実施にあたり、価格失格判定基準を設定し、予定価格に100分の70を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。ただし、単価入札の場合は、小数第5位以下の端数を生じたとき、これを切り捨てる。）を下回った入札については、契約の内容に適合した履行がされないものとして、調査を実施せず、失格とする。

ただし、WTO政府調達協定に該当する案件については、価格失格判定基準は適用しない。

なお、第2条（1）のオ並びにカの業務についての価格失格判定基準は、予定価格に100分の65を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（最低制限価格制度を適用する場合の最低制限価格）

第5条 最低制限価格制度を適用する場合の最低制限価格は、契約担当者の指示により主務部長が定めるものとする。

- 2 最低制限価格の額は、予定価格に100分の80を乗じて得た額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。ただし、単価入札の場合は、小数第5位以下の端数を生じたとき、これを切り捨てる。）とし、この額を下回った入札については、契約の内容に適合した履行がなされないものとして失格とする。

（予定価格を記載した書面への最低制限価格の記載）

第6条 最低制限価格制度を適用する場合において、入札の執行者（主務部長をいう。以下同じ。）は、予定価格を記載した書面に、最低制限価格を「（最低制限価格〇〇円）」と記載し、かつ、当該最低制限価格に108分の100を乗じて得た金額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額とする。ただし、単価入札の場合は、小数第3位以下の端数を生じたとき、これを切り上げる。）を「（最低制限価格の108分の100の額〇〇円）」と記載するものとする。

（最低制限価格及び価格失格判定基準の入札者への周知）

第7条 最低制限価格制度を適用する場合において、入札の執行者は、一般競争入札の公告及び指名競争入札の指名通知に次の各号に掲げる内容を明記するとともに、入札約款（物品・委託等）の提示の際及び入札執行の際に説明するものとする。

（1）最低制限価格が設定されていること。

（2）最低制限価格を下回る入札を行った者は、最低価格の入札者であっても落札者とならないこと。

- 2 価格失格判定基準を設定する場合において、入札の執行者は、一般競争入札の公告及び指名競争入札の指名通知に次の各号に掲げる内容を明記するとともに、入札約款（物品・委託等）の提示の際及び入札執行の際に説明するものとする。

（1）価格失格判定基準が設定されていること。

（2）価格失格判定基準に該当する場合は、当該低価格入札者のした入札を失格とすること。

(最低制限価格制度を適用した入札における落札者の決定)

第8条 最低制限価格制度を適用する場合において、入札の執行者は、予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者（総合評価落札方式の場合は、総合評価値の最も高い者）を落札者とするものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成25年3月1日から施行し、平成25年度にその債務が履行される特定委託業務に係る入札から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。